

奈良市立神功こども園 民間移管
移管先法人 募集要項

【令和 11 年 4 月 1 日移管】

令和 8 年 8 月

奈良市子ども未来部子ども政策課

目次

1	募集の目的	1
2	移管予定施設	1
3	移管年月日	2
4	移管後の名称	2
5	移管後の利用定員	2
6	移管後の開園・保育時間等	2
7	移管の基本原則	3
8	移管の諸条件	4
9	選定方法	4
10	応募資格	4
11	失格及び取消事項	4
12	応募方法及び今後の主なスケジュール	5
13	覚書の締結	5
14	引継・共同保育	5
15	三者協議会	6
16	市議会における承認	6
17	その他	6

別紙1	移管の諸条件
別紙2	奈良市立神功こども園の民間移管に伴う幼保連携型認定こども園 設置に係る協定（案）
別紙3	移管先法人の選定方法及び選定基準
別紙4	応募方法及び今後の主なスケジュール
別紙5	奈良市立神功こども園移管前の運営等に関する覚書（案）
別紙6	土地使用貸借契約書（案）
別紙7	施設整備に係る基本事項

【応募書類】

- 様式 1 応募書類一覧表（兼チェックリスト）
- 様式 2 応募申込書
- 様式 3－1 法人の概要
- 様式 3－2 法人が運営する施設一覧
- 様式 3－3 運営施設に対する評価及び監査の状況
- 様式 3－4 基本理念、基本方針、目標等
- 様式 3－5 応募の動機
- 様式 3－6 法人の財務状況
- 様式 4－1 基本理念
- 様式 4－2 開園日・開園時間と子育て支援事業
- 様式 4－3 定員設定
- 様式 4－4 職員確保と人材育成の考え方
- 様式 4－5 保育教諭等の配置の考え方
- 様式 4－6 園長予定者等の履歴書
- 様式 4－7 収支予算計画書
- 様式 4－8 保育料以外の保護者負担
- 様式 4－9 施設整備等の計画
- 様式 5－1 教育及び保育に関する計画の概要
- 様式 5－2 支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応
- 様式 5－3 食育及び給食提供の考え方
- 様式 5－4 安全対策・危機管理体制
- 様式 5－5 地域との連携等及び子育て支援
- 様式 5－6 保護者に対する支援
- 様式 5－7 市立施設からの移管に関する提案

【別冊資料】

- 資料 1 神功こども園について
- 資料 2 神功こども園の民間移管に向けた保護者意見募集結果

市立神功こども園 移管先法人募集要項

1 募集の目的

本市では、「奈良市幼保再編計画【令和 4 年度修正版】」に基づき、就学前児童が適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、統合再編や民間移管等の手法により、よりよい教育・保育環境の整備を積極的に推進している。

ついては、市立神功こども園を民間移管し、令和 11 年度より「私立幼保連携型認定こども園」へ移行するため、運営する移管先法人（以下「法人」という。）を募集する。

2 移管予定施設

（1）施設の概要

施設名	所在地	敷地面積	延床面積	建築年・建物構造
神功こども園 幼児棟	神功四丁目 13-1	4,235 m ²	798.29 m ²	昭和 54 年築 鉄筋コンクリート造 2 階建て
〃 乳児棟	神功四丁目 25-3	2,435 m ²	1,198.37 m ²	平成元年築 鉄筋コンクリート造 2 階建て

（2）利用定員

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
1 号	—	—	—	25	35	35	95
2・3 号	15	20	25	25	25	25	135
合計	15	20	25	50	60	60	230

（3）在園児数（各年 3 月 1 日時点）

	区分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
R8	1 号	—	—	—	10	11	15	36
	2・3 号	6	12	24	24	20	26	112
	合計	6	12	24	34	31	41	148
R7	1 号	—	—	—	13	16	7	36
	2・3 号	6	16	24	19	25	25	115
	合計	6	16	24	32	41	32	151
R6	1 号	—	—	—	14	8	9	31
	2・3 号	8	18	23	26	22	22	119
	合計	8	18	23	40	30	31	150

※詳細な運営状況等については、資料 1「神功こども園について」を参照すること。

3 移管年月日

令和 11 年 4 月 1 日

※令和 11 年 3 月 31 日まで、市立神功こども園として運営を行う。

4 移管後の名称

名称を「神功こども園」とすること。

5 移管後の利用定員

移管後の利用定員については、下表の認定区分毎（1～3 号認定）の合計人数と同数となるよう設定すること。

【移管後の利用定員】

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
1 号	—	—	—	15 人	15 人	15 人	45 人
2・3 号	10 人	25 人	30 人	30 人	30 人	30 人	155 人
合計	10 人	25 人	30 人	45 人	45 人	45 人	200 人

（認定区分毎合計人数：1 号認定…45 人 2 号認定…90 人 3 号認定…65 人）

1 号認定子どもの募集に関して、利用定員を上回る応募があることにより選考を行うときは、特別な事情がある場合を除き、ならやま小学校区の子どもを優先的に入園させること。また、1 号認定子どもについては、原則、本市在住の子どものみの受入れとすること。

6 移管後の開園・保育時間等

移管後の開園・保育時間等については、下表の設定時間を最低限設けること。なお、教育・保育の共通時間は、午前 9 時から午後 2 時とすること。

【移管後の開園・保育時間等】

	1 号	2・3 号
開園時間	・月～金：7:00～19:00 ・土：7:30～18:30	
保育時間	・月～金：9:00～14:00	・月～土：7:30～18:30（標準時間） 8:30～16:30（短時間）
休園日	・土・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ・夏期・冬期・春期休業日	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
特別保育事業	・月～金：7:00～9:00 14:00～19:00	・月～金：7:00～7:30（標準時間） 7:00～8:30（短時間） 18:30～19:00（標準時間）

		16:30～19:00（短時間）
--	--	------------------

7 移管の基本原則

（１）協定の締結

移管後の運営について、別紙２「奈良市立神功こども園の民間移管に伴う幼保連携型認定こども園設置に係る協定（案）」を基に、本市と法人との間で協定を締結する。法人は、関係法令等を遵守し適正に運営するとともに、本市の指示・指導内容及び当該協定書に記載された条件を遵守すること。なお、初回の協定の有効期間については６年とする。また、期間満了後は原則、協議の上で協定を更新する。

（２）移管後の施設類型

協定締結を条件として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」とする。）第２条第７項の規定に基づく「幼保連携型認定こども園」として本市が認可する。なお、同法第１７条による幼保連携型認定こども園の設置の認可に必要な手続きは法人が行うこと。

（３）土地の取り扱いについて

ア 本市が所有し、現在、開発協議番号第 25A-1001 号により造成工事中の奈良市神功二丁目 2 番地 5 の市有地（以下「新園舎建設予定地」という。）を活用すること。なお、造成工事は令和 9 年 6 月頃に完了予定である。

イ 貸付料については、施設整備に必要な期間等を考慮し、移管前の施設整備等に係る期間及び初回の協定期間である 6 年間は無償貸付とし、その後は有償貸付とする。なお、有償貸付における貸付料については、奈良市公有財産規則等に基づき算出する。また、減免を行う場合は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例等に基づき 2 分の 1 を限度とする。詳しくは、別紙 6「土地使用貸借契約書（案）」を参照すること。

（４）施設整備（新園舎建設）について

本市が進める「奈良市旧神功小学校跡地活用計画」における新園舎建設予定地を活用し、法人による施設整備を行うこと。なお、詳細については、別紙 7「施設整備に係る基本事項について」を参照すること。

（５）物品の取り扱いについて

移管予定施設において使用している物品のうち、本市が提示し、かつ法人が希望するものについては、無償譲渡とする。

8 移管の諸条件

法人は、移管後の認定こども園の運営にあたり、関係法令等を遵守し適正に運営を図るとともに、本市ほか関係機関の指示・指導内容に加え、別紙1「移管の諸条件」を遵守すること。

9 選定方法

別紙3「移管先法人の選定方法及び選定基準」に基づき、「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による審査を踏まえ、奈良市長が法人を決定する。

10 応募資格

(1) 応募日時点で次の要件のすべてを満たす法人。

ア 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定に基づき設立された学校法人または社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定により設立された社会福祉法人であること。

イ 児童福祉法第39条第1項の規定に基づき設置された保育所又は認定こども園法第2条第6項の規定に基づき設置された認定こども園若しくは学校教育法第1条の規定に基づき設置された幼稚園を運営している法人であること。

(2) 本市の教育・保育行政を理解し、運営において積極的に協力できる法人であること。

(3) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条に規定する暴力団等及び暴力団員等に該当しないこと。

※ このことについて、管轄する警察署へ照会を行う場合がある。

(4) 応募に対する制限

次に掲げる者は、前各号の有資格者であっても、本募集に応募することはできない。また、応募者は次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできない。

ア 奈良市幼保施設運営事業者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）及びその3親等内の血族及び姻族。

イ 選定委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている法人等に所属する者。

ウ 選定委員が大学に所属する場合において選定委員の研究室に所属する者

11 失格及び取消事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案に係る応募法人を失格とし、法人選定の対象から除外する。

ア 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められた場合。

イ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合。

ウ 提出書類を提出した者が選定委員会による選定の前後に、選定委員又は関係者と直

- 接、間接を問わず本募集に関する接触を求めた場合。
- エ 選考審査に関する不当な要求があった場合。
- オ その他市が不正と認める行為があった場合。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、選定後であっても、その法人を失格とし、決定を取り消す。

- ア 「10 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合。
- イ 選定後、市の承諾を得ずに応募内容を変更した場合。
- ウ 施設整備にあたり、建築基準法等の関係法令及び通知、本市の各要綱等に基づいた関係課との必要な協議が行われていないと確認された場合。
- エ 引継ぎ・共同保育、三者協議会等、民間移管に係る手続きにおいて、保護者及び地域への説明及び対応を行っていない場合。
- オ 令和 11 年 4 月 1 日までに「幼保連携型認定こども園」として認可を受けられなかった場合。
- カ その他、民間移管を期間内に履行することが困難であると市が判断した場合。
- キ その他、法人と協議の上、決定を取り消す場合。

1 2 応募方法及び今後の主なスケジュール

詳細については、別紙 4「応募方法及び今後の主なスケジュール」を参照すること。

1 3 覚書の締結

法人決定後、応募内容の確実な履行のほか、引継ぎや三者協議会の実施等、移管に向けた取り組みを円滑に進めることを目的として、本市と法人との間で覚書を締結し、その内容を遵守すること。詳細については、別紙 5「奈良市立神功こども園移管前の運営等に関する覚書（案）」を参照すること。

1 4 引継・共同保育

市立神功こども園の職員及び法人が派遣する職員が、当該こども園の教育・保育の内容等に関する事項について円滑に引継ぎを行うことを目的として、引継・共同保育を実施する。詳細については、別紙 1「移管の諸条件」及び別紙 5「奈良市立神功こども園移管前の運営等に関する覚書（案）」を参照すること。

1 5 三者協議会

民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児への保育環境の変化に配慮しながら、新しいこども園を築き上げていくことを目的として、移管後の運営に関する諸事項について、対象施設の保護者代表・法人・本市の三者で協議するため、三者協議会を設置する。詳細については、別紙 1「移管の諸条件」を参照すること。

1 6 市議会における承認

民間移管に際して、移管のために必要な条例改正・予算執行等について、市議会における議決が必要となるため、市議会の承認が得られない場合は、移管に係る事務を停止する場合がある。

1 7 その他

本市施策や国の施策に変更が生じた際は、事業計画の内容の変更を求める場合がある。今後、国の施策を注視するとともに、本市が取り組む施策については、本市ホームページ等で確認すること。

【問合せ先】

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 子ども未来部 子ども政策課

(中央棟3階)

Tel : 0742-34-4792 / Fax : 0742-34-4798

Mail : kodomoseisaku@city.nara.lg.jp